

鳥取県高校生等奨学給付金

年額給付申請

県では、高校生活にかかる授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。対象は、左の「対象世帯」のとおりです。このうち、一部早期給付の申請をした1年生は年額の3/4の受給となります。下記の詳細を読み、必要書類を揃えて各提出先の期限までにお申し込みください。
 ※早期給付の申請をただけでは、年額の1/4(4~6月分)しか支給されません。年額給付の申請を行うことで、残りの3/4(7月~翌年3月分)を受け取れます。

対象世帯

①~③すべてに該当する世帯

- ① 平成26年4月以降に入学し、専攻科支援金の補助要件を満たす生徒
※特別支援学校専攻科生徒および児童入所施設入所生徒を除く
- ② 令和7年度課税分の生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が次のいずれかに該当する世帯
 - i) 非課税の世帯
 - ii) 105,500円未満の世帯
 - iii) 264,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯
- ③ 生計維持者が鳥取県内に在住
※専攻科支援金の申請情報を対象世帯の確認に使用することがあります。

※扶養する子とは、生計維持者と続柄が子のも又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が専属及び配偶者でもないものです。

提出書類

非課税世帯

- ① 申請書
- ② 生計維持者全員の令和7年度の住民税所得割額が確認できる書類(課税証明書等【扶養する子が3人以上いる世帯のみ】)
- ③ 生計維持者全員の扶養人数が確認できる書類(課税証明書等)
- ④ 扶養親族申告書
- ⑤ 在学等証明書(県外高校のみ)

7月
申請

8月~
審査

10~12
月給付

申請手続

※給付時期は各学校で決定

県内の学校に在学の場合

- 申請書
 在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード
- 提出期限：各学校が定める日程

県外の学校に在学の場合

- 申請書
 県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼
- 提出期限：令和7年7月31日(木)

●●●●●●●● 給付額例(年額) ○●●●●●●●

世帯状況	国公立	私立
非課税世帯	50,500円	52,100円
105,500円未満の世帯	10,100円	10,420円
264,500円未満の扶養する子が3人以上いる世帯	10,100円	10,420円

